

オープンソースにおける商標

○八田真行 (Masayuki Hatta)

Keywords : オープンソース、商標、ライセンス、知的財産権、ガバナンス

1 目的

本研究の目的は、オープンソース開発における商標の役割について、歴史的経緯を俯瞰することである。オープンソースを巡る知的財産権の問題は、著作権や特許権に関してはすでに様々な議論が為されてきたが（例えば Rosen 2004 や St. Laurent 2004）、商標権はあまり語られてこなかった。しかし近年では、Linux カーネルを始めとする多くの有力プロジェクトにおいて商標ポリシーが策定され、いつの間にか「当たり前」の存在となった感がある。本研究では、オープンソースにおいて商標が問題となったケースを検討することで、オープンソースにおける商標がその折々でどのようなものとして捉えられてきたのかを明らかにする。

2 方法

本研究の調査・分析方法は事例研究である。議論の原型として「Unix」商標を巡る問題に遡り、その後の主要な事例としてエディタ Emacs、メーラーPine（とエディタ Pico）といった比較的古い事例に触れた上で、特にウェブブラウザ Mozilla と Linux ディストロ Debian の間で 2006 年から 10 年に及んだ商標を巡る軋轢に関し、公開されている Debian のメーリングリスト・アーカイブを用いて当時の議論の子細を検討した。

3 結果

調査・分析の結果、オープンソース開発における商標の特殊な位置づけと役割の変化を明らかにした。Mozilla/Debian の問題は、基本的に第三者による改変や再配布を禁じることができないオープンソース開発に於いて、著作権や特許権以外の法的枠組みを用いることで開発や運用の主導権を確保しようとした代表的事例として理解できるが、これは失敗に終わった。

4 結論

商標権は暗黙の内に、商標が適用される対象の同一性が保たれ、第三者によって改変されないということを前提としている。しかしオープンソースの場合、第三者による改変や再配布がそもそも前提であり、うかつな商標権の利用は開発者や配布者といったコミュニティとの軋轢を生じさせることになった。このような経緯から、オープンソースにおいては積極的な商標の利用は下火となり、再び受動的な利用が主流となったと考えられる。

【主要参考文献】

Rosen, Lawrence (2004). *Open Source Licensing: Software Freedom and Intellectual Property Law*, Prentice Hall.

St. Laurent, Andrew M. (2004). *Understanding Open Source and Free Software Licensing: Guide to Navigating Licensing Issues in Existing & New Software*. O'Reilly Media.